

岡山市所在の市立中学校の修学旅行を取り扱う旅行業者に対する
排除措置命令について

平成21年7月10日
公正取引委員会

公正取引委員会は、岡山市所在の市立中学校（以下「市立中学校」という。）の修学旅行を取り扱う旅行業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づき、排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

1 違反事業者及び排除措置命令の対象事業者

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令
1	近畿日本ツーリスト株式会社	東京都千代田区神田 松永町19番の2	代表取締役 吉川 勝久	
2	東武トラベル株式会社	東京都墨田区向島一 丁目33番12号	代表取締役 鈴木 道明	
3	トップツアー株式会社	東京都目黒区東山三 丁目8番1号	代表取締役 石川 邦大	
4	株式会社JTB中国四国	広島市中区本通7番 19号	代表取締役 秦 一男	-
5	株式会社日本旅行	東京都港区新橋二丁 目20番15号	代表取締役 丸尾 和明	-

（注1）表中の「 」は、その事業者が排除措置命令の名あて人であることを示している。

（注2）表中の「-」は、その事業者が排除措置命令の名あて人とならない違反事業者であることを示している。

2 違反行為の概要

(1) 近畿日本ツーリスト株式会社、東武トラベル株式会社、トップツアー株式会社、株式会社JTB中国四国及び株式会社日本旅行の5社（以下「5社」という。）は、平成19年4月7日ころ、平成21年度以降に実施される市立中学校の修学旅行について

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所第二審査課 電話 082-228-1501（直通） 公正取引委員会事務総局審査局第三審査上席 電話 03-3581-3383（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp
--------	---

ア 貸切りバス代金の額（消費税相当額を除く。以下同じ。）については、1台につき

(ア) 九州地方（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県及び鹿児島県をいう。以下同じ。）への旅行にあっては，利用日数が3日間の場合は24万円以上，利用日数が3日未満の場合は1日当たり8万円以上とすること

(イ) 沖縄県への旅行にあっては，利用日数が3日間の場合は20万円以上，利用日数が3日未満の場合は1日当たり7万円以上とすること

イ 宿泊費の額については，仕入価格以上とすること

ウ 企画料金の料率については，3パーセント以上とすること

エ 添乗員費用の額（消費税相当額を含む。以下同じ。）については，原則として貸切りバス2台につき添乗員を1名配置することとした上で生徒1人当たり210円以上とすること

を合意した。

(2) 5社は，平成20年8月8日ころ，前記(1)の合意を見直し，平成22年度以降に実施される市立中学校の修学旅行について

ア 貸切りバス代金の額については，1台につき

(ア) 九州地方への旅行にあっては，利用日数が3日間の場合は25万円以上，利用日数が3日未満の場合は1日当たり9万円以上とすること

(イ) 沖縄県への旅行にあっては，利用日数が3日間の場合は21万円以上，利用日数が3日未満の場合は1日当たり7万5000円以上とすること

(ウ) 東京方面（東京都及び千葉県をいう。）への旅行にあっては，1日当たり，1日の利用時間が4時間以内の場合は4万円以上，1日の利用時間が4時間を超過する場合は1時間につき1万円以上とすること

イ 宿泊費の額，企画料金の料率及び添乗員費用の額については，引き続き，前記(1)イからエまでと同一の内容とすること

を合意した。

(3) 前記(1)及び(2)により，5社は，公共の利益に反して，市立中学校の修学旅行に係る旅行業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置命令の概要

(1) 近畿日本ツーリスト株式会社，東武トラベル株式会社及びトップツアー株式会社の3社（以下「3社」という。）は，それぞれ

ア 前記2(1)及び(2)の合意が消滅している旨を確認すること

イ 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，市立中学校の修学旅行について，貸切りバス代金の額，宿泊費の額，企画料金の料率及び添乗員費用の額を決定せず，各社がそれぞれ自主的に決める旨を，取締役会において決議しなければならない。

(2) 3社は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，自社を除く2社及び市立中学校に通知するとともに，岡山市の一般消費者に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 3社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，市立中学校の修学旅行について，貸切りバス代金の額，宿泊費の額，企画料金の料率及び添乗員費用の額を決定してはならない。

(4) 3社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア 自社の従業員に対する、自社の旅行業務に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成

イ 自社の旅行業務に関する独占禁止法の遵守についての、市立中学校の修学旅行に係る旅行業務の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

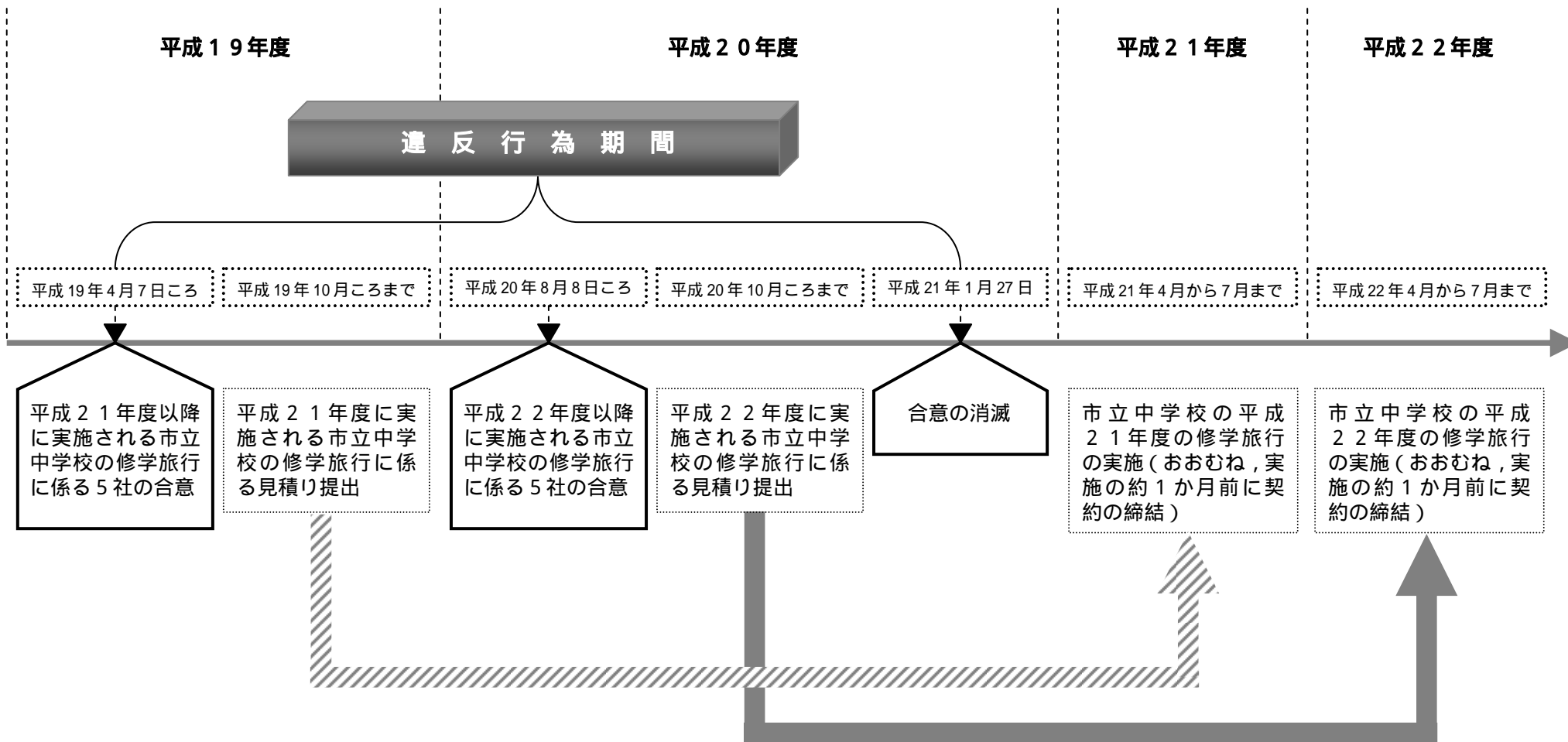
1 修学旅行代金の構成

項 目		内 容
旅 行 費 用	交 通 費	航空運賃，鉄道運賃，貸切りバス代金等
	宿 泊 費	ホテル，旅館等の宿泊費
	食事・弁当費	テーマパーク等における昼食費，移動中の弁当費等
	入場・拝観料金	テーマパーク等諸施設の入場料金，神社仏閣等の拝観料金等
	諸 経 費	有料道路料金，駐車料金，貸切りバスの乗務員の宿泊費等
企 画 料 金	旅行業者が提供する修学旅行の企画に係る対価として，主に旅行費用に一定の料率を乗じて算出される料金	
その他の経費	添乗員費用，記念写真費用等	

(注) 本件違反行為に係る5社の合意の対象となった項目に網掛けを付した。

参
考

2 本件違反行為と市立中学校の修学旅行の実施までの流れ



3 最近の価格カルテル事件

件名 措置年月日	内 容
平成21年（措）第6号 古河電気工業(株)ほか 3社に対する件 平成21年3月30日	架橋高発泡ポリエチレンシートについて、今後、原材料であるポリエチレン系樹脂の価格の上昇に対応して、需要者渡し価格の引上げを共同して行っていくこと等を合意していた。
平成21年（措）第5号 日本通運(株)ほか11社 に対する件 平成21年3月18日	国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
平成21年（措）第4号 (株)シラカワほか2社 に対する件 平成21年3月17日	直接又は特定販売業者を通じて需要者に販売する東北地区に所在する縫製工場等向け工業用マシン系の需要者渡し価格について、平成17年4月21日以降遅くとも同年5月21日までの受注分から、現行価格より10パーセント以上引き上げることを合意していた。
平成21年（措）第1号 積水化学工業(株)ほか 1社に対する件 平成21年2月18日	塩化ビニル管及び塩化ビニル管継手について 平成16年3月1日受注分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から15パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から10パーセント以上引き上げること等 平成16年10月1日出荷分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から10パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から8パーセント以上引き上げること等 平成17年10月11日ころ出荷分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から8パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から5パーセント以上引き上げること等 平成18年6月21日出荷分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から15パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から10パーセント以上引き上げること等のクボタシーアイ(株)の価格引上げ方針に沿って出荷価格を引き上げること を合意していた。
平成20年（措）第20号 シャープ(株)ほか1社 に対する件 平成20年12月18日	任天堂(株)が製造販売する「ニンテンドーDS Lite」と称する携帯型ゲーム機の表示画面に用いられるTFT液晶ディスプレイモジュールの平成19年第一四半期受注分の任天堂(株)に対する販売価格について、(株)日立ディスプレイズが平成18年9月11日ころに任天堂(株)に対して提示した価格を目途とする旨の共通の意思を形成していた。
平成20年（納）第62号 シャープ(株)に対する件 平成20年12月18日	任天堂(株)が製造販売する「ニンテンドーDS」と称する携帯型ゲーム機の表示画面に用いられるTFT液晶ディスプレイモジュールの平成17年度下期受注分の任天堂(株)に対する販売価格について、現行価格から100円を超えて下回らないようにする旨の共通の意思を形成していた。

4 参照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 （略）

～ （略）

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

～ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から三年を経過したときは、この限りでない。